

外国人人口に関する諸統計の比較：
地理的分布と国内移動に関する予備的分析を中心について

中川雅貴

1. 背景と目的

日本国内における外国人人口の把握に際しては、従来、「国勢調査」（総務省統計局）と「在留外国人統計」（法務省入国管理局）が用いられてきた。この二種類の公的統計については、いずれも日本国内に3ヶ月以上滞在実績のある外国籍人口（あるいは3ヶ月以上滞在予定の外国籍人口）を対象としているにもかかわらず、その集計値には無視しえない乖離がみられる（石川 2005; 2011 など）。これまで、国勢調査における外国籍人口の「把握率」の検証も含めて、この乖離については国籍・年齢階級さらには地域別に特徴がみられることが指摘されてきた。清水（2000）および石川（2005）では、それぞれ1995年と2000年の「国勢調査」ならびに該当する年度の「在留外国人統計」による集計値を比較して、20歳代～30歳代にかけての若年層、国籍別では中国・フィリピン・ブラジルといった「ニューカマー」層、そして大都市部に居住する外国籍人口に関して、2統計間の乖離幅が大きいという傾向を見出している。加えて、石川（2005）によると、2統計間の外国籍人口の比率（「国籍人口」／「在留外国人統計」）は1980年代から95年にかけては82-86%で安定していたものの、2000年の国勢調査では77%と大幅に低下していることが指摘されている。このような公的統計による外国籍人口の違いについては、その規模や構造の把握のみならず、出生や死亡さらには移動（出入国による国際移動を含む）といった動態事象の発生率算出に際しても、分母人口の選択を通じて重大な影響を与えるものである（山内 2005; 是川 2011）。

さらに、公的統計を用いた外国人人口の把握にとっては、近年の二つの制度的変更の影響が無視できないと考えられる。まず、2012年7月に「出入国管理及び難民認定法」（入管法）ならびに「住民基本台帳法」が改正されたことに伴い、従来の外国人登録法ならびに同法を根拠とする外国人登録制度は廃止され、外国籍住民についても「住民基本台帳法」の適用対象に加えられることになった。詳細については次節で述べるが、この一連の改正により、外国人住民についても住民票が作成されることになり、新たな在留管理制度に依拠した外国籍人口の集計値が公表されることになった。

二点目は、外国人の移動についての統計に関するものである。日本における外国人の移動については、従来、「出入国管理統計」による国際移動、そして「国勢調査」の大規模調査年（10年ごと）の設問項目に含まれる「5年前の常住地」の集計結果により過去5年間の移動（外国からの移動を含む）状況が把握できるのみであった¹。しかしながら、「住民基

¹ 国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに実施する全国調査である「人口移動調査」では、国籍についての設問がないものの、2006年の第6回調査ならびに2011年の第7回調査において、すべての世帯員

本台帳人口移動報告」については、2013年7月分の月報（年次結果は2014年）より、外国人の移動状況が集計・公表されることになった。具体的には、都道府県単位での年齢5歳階級別転入者数・転出者数が「日本人」と「外国人」の別に表彰され、これにより、外国人に限定した都道府県単位の男女・年齢別純移動率の算出が可能となる²。

以上のとおり、日本における外国人人口に関する統計は、基本的には拡充される方向で整備がすすんでおり、外国人の地理的分布および国内移動に関する分析に際して利用機会が拡大することが期待される。しかしながら、とりわけ新たな在留管理制度に依拠した外国籍人口の集計対象の変更は、外国人人口の統計についての従来の主たる注意の対象であった「国勢調査」と「在留外国人統計」による乖離に加えて、時系列データの連続性に関する新たな課題を生じさせるものである。本稿では、この新たな在留管理制度の導入による影響の検証を主たる目的として外国人人口に関する諸統計を比較するとともに、既存の統計から、外国人の国内移動のパターンについて概観することを目的とする。なお、本稿の内容は、今後、本研究課題において取り組む予定の外国人人口の地理的分布ならびに国内移動に関する分析の準備作業・予備的分析に位置づけられる。

2. 新たな「在留外国人統計」について

現在の日本における入国管理制度ならびに外国人受け入れ政策の原型は、1952年に施行された「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」と略）に遡ることができる。サンフランシスコ講和条約の締結を受けて公布・施行された入管法は、第二次世界戦後の期間を通じて度重なる改正が重ねられたものの、「外国人労働者の入国・在留は専門職・高度技術職種における就業を目的とする場合に限る」「外国人労働者の入国・在留は一時的滞在を目的とする（永住を目的としない）場合に限る」といった現在に至る外国人労働者受け入れ政策の原則が一貫して維持されてきた³。また、「入管法」に関連する法令として、「外国人登録法」が1952年に施行され、これにもとづいて外国人登録をしている外国人に関する統計が、2012年までの「在留外国人統計」における外国人登録者数として集計してきた。

1952年から2012年までの「外国人登録法」による外国人登録制度のもとでは、日本国内に「連續90日を超えて滞在する」（予定を含む）すべての外国人に登録義務が課せられ、該当する外国人は入国から90日以内に居住する市区町村に外国人登録をすることになっていた。こうして各自治体に登録された外国籍人口について、法務省入国管理局が毎年12月末時点の登録者数を集計した統計が「在留外国人統計」（登録外国人統計）として公表され

の「出生国」（外国の場合は国名も含む）を尋ねており、外国生まれの調査回答者の移動パターンを把握することができる。

² 加えて、「住民基本台帳移動報告」については、2014以降の年次集計結果より市区町村単位での年齢（5歳階級）別純移動数が公表されることになった（対象は「日本人移動者」のみ）。

³ なお、二点目の「一時的滞在」の原則については、2012年の「高度人材に対するポイント制」の導入により「在留歴に係る永住許可要件」が緩和されたことから、いわゆる「永住を目的とした外国人労働者の入国」への道が開かれたと言える。

てきた(2011年末集計分まで).従来、外国人は住民登録や戸籍制度の対象外であったので、外国人登録制度はその代わりとも言えたが、前述のとおり、2012年7月以降は、外国籍人口についても「住民基本台帳法」の適用対象となったことに伴い、「外国人登録制度」による外国人人口の集計・公表は廃止されることになった。

2012年7月以降は、従来の「登録外国人」に代わり、住民基本台帳制度にもとづく新たな在留管理制度のもとで外国籍人口が把握されることになった。具体的には、従来の登録外国人統計においては、日本での滞在期間(予定期間)が3ヶ月未満の「短期滞在」在留資格保持者でも、外国人登録の手続きを行うことが妨げられていなかったのに対し、新たな在留管理制度のもとでは、外国籍保有者を在留資格により「中長期滞在者」とそれ以外に分類し、「短期滞在者」については住民基本台帳制度の適用対象をから外れることになった(表1)。

表1. 住民基本台帳制度の適用対象者(外国人)

区分	対象	該当する在留資格
(1) 中長期滞在者	日本国内に在留資格をもって在留する外国人であって、3ヶ月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者。 →「在留カード」の交付	「外交・公用」「短期滞在」を除く。
(2) 特別永住者	入管特例法により定められている特別永住者。 →「特別永住者証明書」の交付	「特別永住者」
(3) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者	一時庇護許可者や、不法滞在者が難民認定申請を行い、一定の要件を満たす場合に日本国内に許可された者(仮滞在許可者)。	*「一時庇護許可書」「仮滞在許可書」の交付
(4) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者	出生又は日本国籍の喪失により日本に在留することとなった外国人。	*当該事由が生じた日から60日を限り、在留資格を有することなく在留することができる。

総務省「外国人住民に係る住基台帳制度」資料をもとに作成。

新たな「在留外国人統計」の集計対象は、表1に示されている区分のうち「中長期滞在者」と「特別永住者」となる⁴。すなわち、従来の登録外国人に関する集計対象のうち、「一時庇

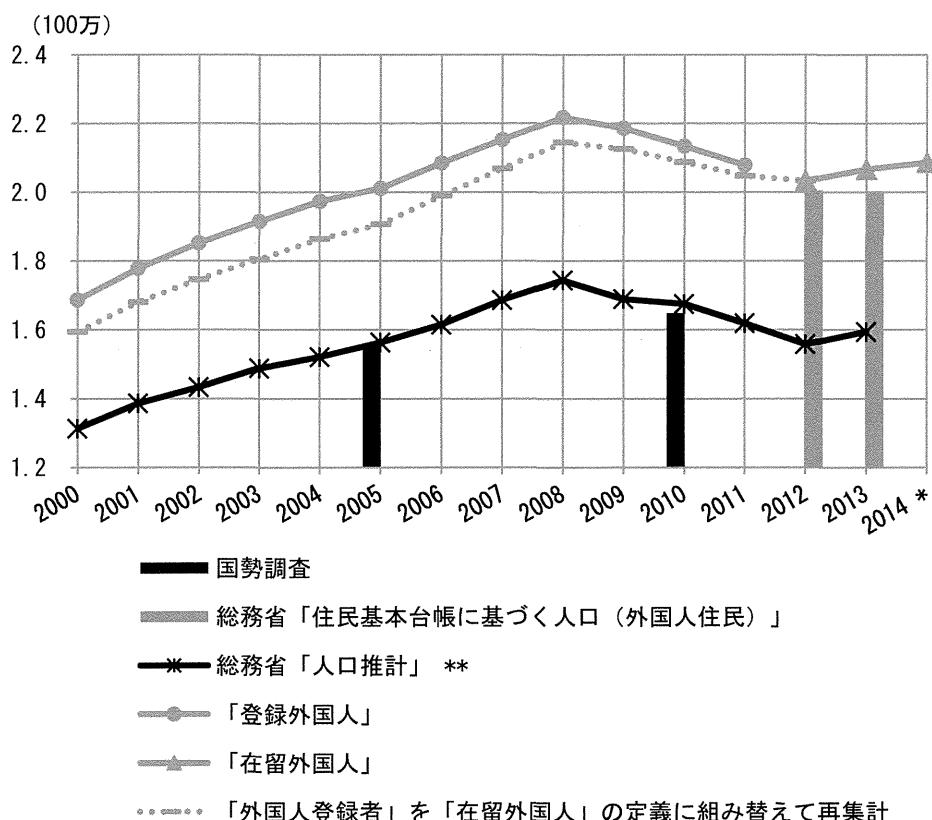
⁴ 法務省入国管理局「平成24年末現在における在留外国人数について(速報値)」(2013年3月18日)より。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00030.html

護許可者又は仮滞在許可者」「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」および「短期滞在者」は、新たな「在留外国人統計」の主計対象外となる。さらに、「中長期滞在者」に該当する在留資格保持者でも、「3か月」以下の在留期間が決定された場合は「在留外国人」に含まれないことになる。このうち、「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」と「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」については、該当するケースが極めて少ないために、その影響は限定的であると考えられるが、従来の登録外国人の集計対象に含まれていた短期滞在者が、「在留外国人統計」から除外される統計上の影響は無視できないと考えられる。したがって、外国人人口の推移に関する分析に際しては、集計対象の変更による時系列データの不連続性に注意を払う必要がある。

3. 「登録外国人統計」と「在留外国人統計」による集計値の比較

前節で述べた新たな「在留外国人統計」への移行による集計対象の変更点を踏まえて、図1では、2000年以降の公的統計による外国人人口の推移をソースごとに示した。

図1. 日本における外国人人口の推移：諸統計による比較



* 2014年の「在留外国人」数は6月末の値。

** 2000年～2010年は「国勢調査結果による補完補正人口」。いずれも各年10月1日の「総人口」から「日本人人口」を引いた値。

このうち、2011年以前の外国人登録者数については、新たな「在留外国人」の集計対象である「中長期在留者」に該当する在留資格（すなわち「短期滞在者」を除く）ならびに特別永住者に限定して再集計した値も示している。この両者の比率（「再集計」／「在留外国人」）は、2000年から2008年にかけて0.94～0.95で安定した推移を示しているが、外国人の総数が減少に転じた2009年以降はその差が縮小している。この背景の一つに、2009年以降の外国人総数の減少局面においては、とりわけ全外国人数（登録外国人数）に占める「短期滞在」在留資格保有者の割合が低下したことが挙げられる。つまり、2009年以降の外国人数の減少の主要因の一つである景気後退に伴う国内の雇用情勢の悪化の中で、より「短期滞在志向」の外国人において出国率が高くなつたと仮定すると、図1における「再集計」値は、こうした「短期滞在志向」の外国人の減少による影響を過小推計している可能性がある。

なお、「住民基本台帳法」に基づく2012年以降の外国人数については、法務省入国管理局が集計している「在留外国人統計」に加えて、総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（外国人住民）」（以下、「住民基本台帳人口」とする）から得られる集計値が存在する。「在留外国人統計」の集計基準日が各年末（12月末）となつてはいる一方で、「住民基本台帳人口」の集計基準日は毎年1月1日である。図1では、これら二統計による集計結果を比較するために、「住民基本台帳人口」（各年1月1日）による値を、便宜上、前年末（12月末）の値に等しいとみなして、各年末の「在留外国人統計」による外国人数と並列で掲載した。また、「住民基本台帳人口」については、住民基本台帳制度の適用対象者のうち「在留外国人統計」の集計対象外となっている「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」ならびに「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」が含まれているにもかかわらず、「在留外国人統計」によって把握されている外国人数よりも少なくなつてはいる⁵。具体的には、2012年末時点において、「在留外国人統計」による外国人数は2,033,656人であったが、「住民基本台帳人口」によると2,005,731人であり、2013年末にはそれぞれ2,066,445人、2,003,384人となり、その差が拡大している。こうした「住民基本台帳」にもとづく外国人数の齟齬については、今後、その理由を確認する必要がある。

国勢調査との比較という点においては、2000年に0.78であった「国勢調査」による外国籍人口と「外国人登録者」の比率（「国勢調査」／「外国人登録者」）は、2005年2010年においてそれぞれ0.77と安定して推移した。新たな「在留外国人統計」においては短期滞在者が除外され、滞在期間が3ヶ月以上の外国人住民に限定して集計されることから、今後はこれら二統計による外国人数の差が縮小する可能性が考えられるが、この点についても、今後、注視する必要がある。

⁵ 前述のとおり、「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」ならびに「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」については、該当するケースが極めて少ないために、外国人総数への影響は限定的であると考えられる

表 2 は、新たな「在留外国人」統計による集計対象変更の影響を検証するために、2010年末の「登録外国人」数ならびに「登録外国人」を新たな「在留外国人統計」の定義に従って再集計した外国人数の都道府県別分布を示したものである。なお、すでに説明のとおり、ここでの「再集計」値の算出には「在留資格」別の外国人人口が必要となるが、「登録外国人統計」において在留資格別のクロス表が表章されているのは「都道府県別」外国人数についてのみであり、公表されている統計資料の制約上、この手法により男女・年齢別の再集計値による検証をすることは不可能である。

表 2. 外国人人口の都道府県別分布の比較
(いずれも 2010 年の集計値)

	「登録外国人統計」	「在留外国人統計」 (再集計)
総数	100.0%	100.0%
東京	19.6%	19.5%
大阪	9.7%	9.8%
愛知	9.6%	9.6%
神奈川	7.9%	7.8%
埼玉	5.8%	5.7%
千葉	5.4%	5.2%
兵庫	4.7%	4.8%
静岡	4.0%	4.1%
・	・	・
・	・	・
・	・	・
鳥取	0.2%	0.2%
秋田	0.2%	0.2%
高知	0.2%	0.2%

出所：図 1 に同じ。

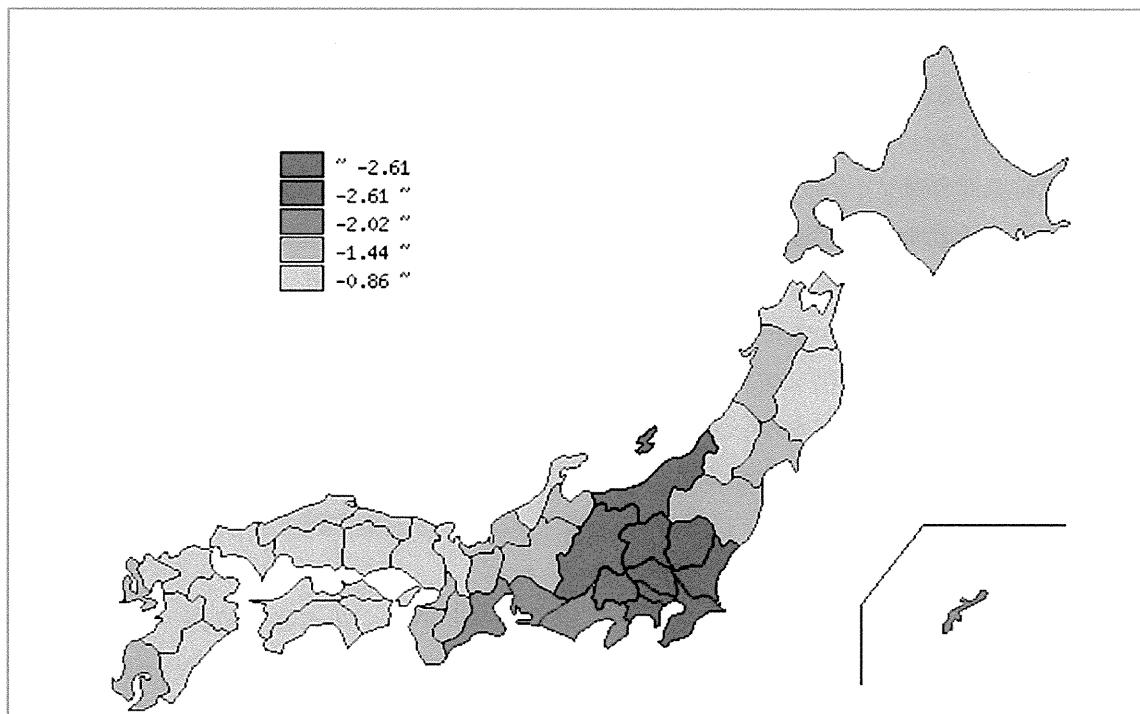
表 2 からは、都道府県別の外国人人口の分布でみた場合、新たな「在留外国人統計」における集計対象の変更の影響は限定的であることがわかる。ただし、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県においては、「再集計」した場合の外国人人口のシェアが低下しており、「短期滞在」在留資格保有者が集計対象から除外された「在留外国人統計」においては、首都圏の1都4県における外国人人口の減少率が他の地域と比較して高くなっていることが示唆される。

こうした都道府県別の影響の違いをさらに検証するために、「登録外国人」を「在留外国人」の定義で再集計した場合の都道府県別変化率を示したものが図 3 である。2010 年の「登録外国人」数から、「短期滞在」ならびに「未取得者」「一時庇護」を含む「その他」の在留資格該当者を除外しているので、いずれの都道府県においても外国人数は減少しているが、とりわけ首都圏およびその近郊において減少幅が大きくなっていることがわかる。減

少率が最も大きいのは茨城県の 5.4%で、以下、千葉県の 4.4%，栃木県の 3.9%，群馬県の 3.7%となっている。

図 2.

「登録外国人」を「在留外国人」の定義で再集計した場合の都道府県別変化率*、2010 年



* 変化率は以下の式で算出した：

$$(\text{「登録外国人」} - \text{「在留外国人（再集計）」}) / \text{「登録外国人」} \times 100$$

こうした検証結果は、新たな在留管理制度の導入による在留外国人の集計対象の変更が、外国人人口の規模だけではなく、地域別分布に関する集計値にも影響を与えることを示唆している。とくに、日本国内の外国人人口に関する統計の主要なソースの一つである法務省入国管理局による「在留外国人統計」において、「短期滞在者」が集計対象から除外された影響は、特定の地域・都道府県に関する外国人人口の集計値に反映されている点には注意が必要である。今後、日本国内の外国人人口の動向の把握に際しては、時系列データの連續性に加えて、このような影響の地域的な偏在を十分に考慮する必要があると考えられる。

4. 外国人の移動：2010年国勢調査「人口移動集計」による予備的分析

冒頭で述べたとおり、外国人人口に関する公的統計をめぐる近年の制度的変更として、新たな在留管理制度の導入に伴う集計対象の変更に加えて、「住民基本台帳人口移動報告」において外国人の移動数が新たに表章の対象となったことが挙げられる。国籍別の移動数については集計されないものの、これにより、2014年以降については外国人に限定した都道府県単位の男女・年齢別純移動率の算出が可能となる。従来、外国人の国内移動ならびに地域人口への影響については、統計上の制約により、とりわけ全国を対象とした分析が必ずしも十分に行われていなかった。例外としては、国勢調査の個票データを用いて外国人の都道府県間移動における目的地選択を分析した石川・リヤウ（2007）や、市区町村単位での外国人移動数の規定要因を分析した是川（2008）による研究が挙げられる。これらの研究では、所得水準や産業部門別の就業機会といった経済的要因（石川・リヤウ 2007）に加えて、エスニック・ネットワークの役割（是川 2008）が指摘され、外国人の国内移動に関する重要な知見を提供しているが、外国人の移動による地域人口への影響が分析の対象とされることにはほとんどなかった。以下では、外国人移動者の地理的分布および国内移動の地域別パターンについての予備的分析を目的として、国勢調査「人口移動集計」を用いた「国外からの移動」と「国内における移動」に関する主要国籍グループ別の検討を行う。

まず、外国からの移動者についてみると、特別永住者が多くを占める韓国・朝鮮籍人口については、他の国籍と比較して、過去5年間に外国から転入した割合が低い（図3）。ただし、男性では25歳～29歳、女性では20～24歳ならびに25歳～29歳にかけて、「5年前の常住地＝外国」の割合が20%を超えおり、これは10代後半から20代にかけての韓国人留学生による流入が大部分を占めると考えられる。外国人人口の動向を国籍別でみる場合に、日本国内における「韓国・朝鮮籍」人口については、従来、「オールドカマー」という認識のもと一律に定住外国人として分類される傾向にあったが、とくに若年層については、こうした「新規入国」グループと「オールドカマー」グループが混在していることに注意を要する。

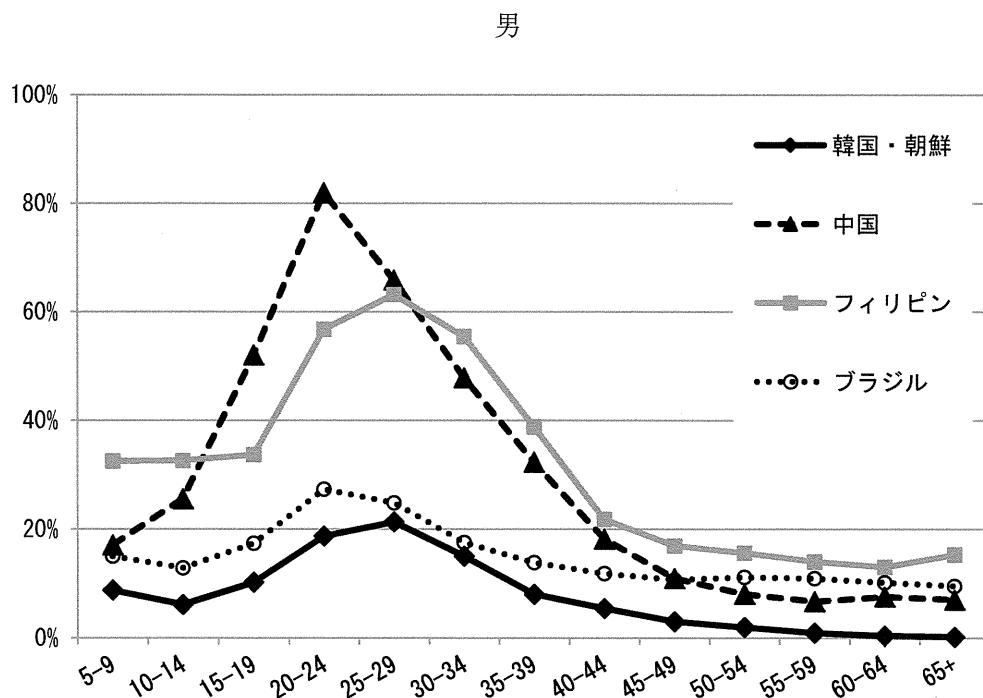
中国籍人口については、2010年の国勢調査において初めて韓国・朝鮮籍人口を上回って、国籍別では外国籍人口における最大のグループとなった（「登録外国人統計」では2007年末時点でも韓国・朝鮮籍人口を超える）が、国勢調査の「人口移動集計」結果をみると、10代後半から20代にかけて、過去5年間に入国した人口の割合が顕著に高いことがわかる。とりわけ20～24歳においては、男女ともに「5年前の常住地＝外国」の割合が、それぞれ80%を超えており、また、他の主要国籍グループと比較して、30代から40代にかけての外国からの移動率が高いのも特徴であるといえる。

フィリピン人については、年齢別でみた外国からの移動率について男女で異なったパターンがみられる。まず男性では、20代において外国からの移動率が急上昇し、25歳～29歳でピーク（63%）をむかえた後は、40代にかけてほぼ直線的にその割合が低下し、50代

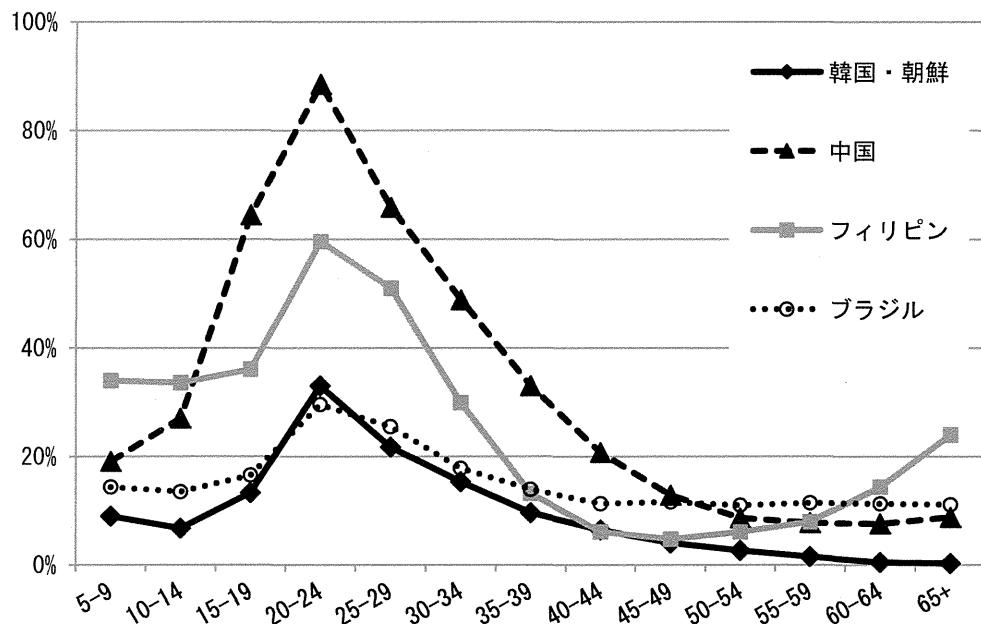
以降は 15% 近傍で推移する。一方、女性については、外国からの移動率が 20~24 歳でピーク（60%）をむかえた後は急速に低下し、40 代~50 代にかけては 10% を下回るが、60 代以降で再び上昇に転じている。65 歳以上人口では 24% が「5 年前の常住地 = 外国」となっており、こうしたフィリピン人高齢女性における外国からの移動率の高さには、とりわけ日本人と結婚した定住フィリピン人女性が本国からの母親の呼び寄せるケースが増えていることと関連があると考えられる。

ブラジル国籍人口については、従来、「ニューカマー」の代表的なグループとされてきたが、2010 年国勢調査における「人口移動集計」によると、「5 年前の常住地 = 外国」となっている割合は比較的低く、年齢別でみた外国からの移動率は、韓国・朝鮮籍と類似したパターンを示している。日本国内におけるブラジル国籍人口については、その最大の雇用吸収先であった製造業が、2008 年末以降の景気後期に外国人労働者の雇用を大幅に削減した影響が大きく、とりわけ若年層の転入率を低下させていると推測できる。ただし、男女ともに、50 代以降の転入率は、他の主要国籍グループと比較しても高いのが特徴として観察され、定住化・永住化グループによる老親の呼び寄せが、一定の水準で拡大していることが伺える。

図 3. 国籍別でみた 5 年前の常住地が「外国」の割合



女

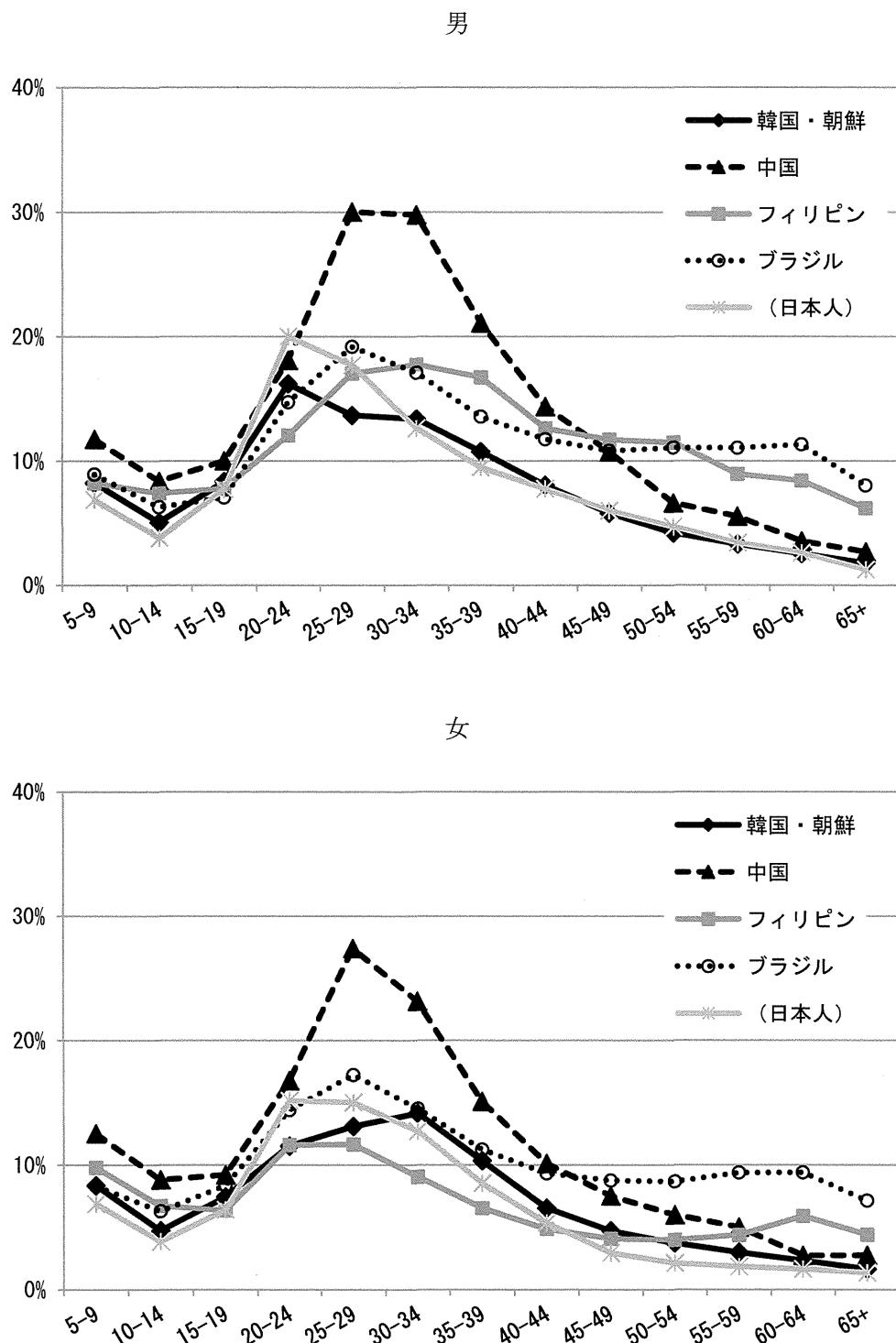


出所：平成 22 年国勢調査。

図 4 は、上記の国籍別外国人人口について、「5 年前の常住地 = 国内」であった人のうち「5 年前の常住地 = 県内」の人の割合、すなわち県間移動率を男女・年齢階級別に示したものである。まず、韓国・朝鮮籍人口は、年齢別の県外移動率において、日本人と類似したパターンを示していることが読み取れる。すなわち、10 代後半から 20 代にかけて移動率が上昇し、30 代以降は徐々に減少する。ただし、男女ともに、そのピークとなる 20 代において、日本人の県外移動率よりも低い傾向が観察される点は注目に値する。これは、若年期の高い移動性向の背景にあるライフイベント — すなわち進学・就職・結婚など — と長距離移動の関連について、日本人とは異なるパターンが存在することを示唆している。

一方、若年期の県外移動率について高い値がみられるのが中国籍人口で、男女ともに 25 歳～34 歳で 20% を超えている。とくに男性については、この年齢階級における県外移動率が 30% と、顕著に高くなっている。フィリピン国籍については、20 歳代以降、一貫して男性の県外移動率が女性のそれを上回っているのが特徴で、男性の移動率は 40 歳代以降も比較的高い値で推移している。また、40 歳代以降の県外移動率はブラジル国籍人口の男女いずれにおいてみられるが、これは、人材派遣会社等を通じた間接雇用（非正規雇用）の割合が極めて高いという就業形態の特徴と関連していると考えられる。

図 4. 国籍別でみた 5 年前の常住地が「他県」の割合 *



* 「5 年前の常住地 = 国内」に対する割合。

出所：平成 22 年国勢調査。

図 5a は、全外国人人口（すべての国籍）について、「外国からの移動者」（5 年前の居住地が「外国」 = 一次移動者）ならびに「県間移動者」（5 年前の居住地が「他県」 = 二次移動者）それぞれの都道府県別シェアを男女別に示したものである。5 年前の居住地が外国・県外のいずれについても、外国人移動者の最大の受け入れ先は東京都であるが、その割合は、男女とも二次移動者に関するシェアにおいて上昇する（男：13%→16%，女：12%→17%）。また、一次移動者と二次移動者に関する各地域のシェアを比較した場合、男女ともに「埼玉・千葉・神奈川」といった首都圏の東京近郊県のシェアが拡大しているのが目立つ。なかでも埼玉県は、二次移動者のシェアにおいて 10%を超えており（男：10%，女：10%）。一方、「滋賀・奈良・和歌山」を除く非大都市圏、さらに「愛知・静岡・岐阜・三重」といった中京・東海圏では、一次移動と比較して 二次移動者の地域別分布におけるシェアが軒並み低下しており、外国人の大都市圏集中が国内移動者の地域的偏在、とりわけ首都圏への移動によって拡大していることがうかがえる。

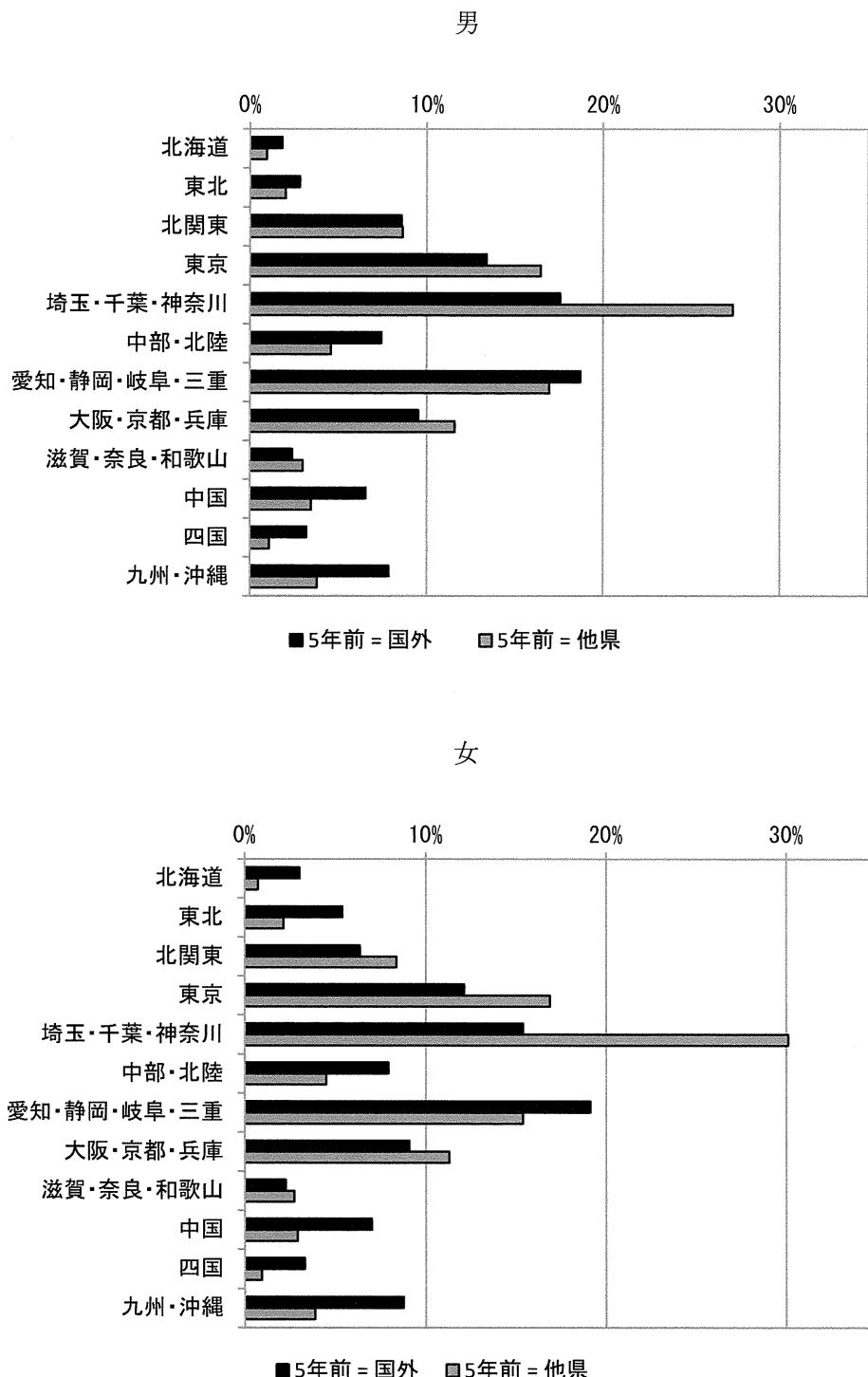
国籍別にみると、まず、韓国・朝鮮籍人口（図 5b）については、男女ともに外国からの移動者約 30%が東京都に集中している一方で、国内移動者の地域別分布に占める東京都のシェアは、それより 20%以下に低下している（男女ともに 19%）。国内移動者については、とりわけ「大阪・京都・兵庫」におけるシェアが拡大しているのが目立つほか、「埼玉・千葉・神奈川」「愛知・静岡・岐阜・三重」「滋賀・奈良・和歌山」といった大都市圏およびその近郊、さらには「北関東」「中国」「四国」といった非大都市圏においてもシェアが拡大している。

一方、中国籍人口（図 5c）の移動パターンについては、韓国・朝鮮籍人口のそれとは対照的な傾向がみられ、外国からの移動者すなわち一次移動者については全国の各地域に分散する一方で、二次移動すなわち日本国内の県間移動において、首都圏とりわけ東京都への一極集中傾向が強まる。移動者人口の都道府県別分布のジニ係数でみても、一次移動者では男：0.53、女：0.42 であったのが、二次移動者については男女ともに 0.7 を超えている。

ブラジル人人口（図 5d）については、その就業構造が、移動者の地域的分布にも反映されていることがうかがえる。すなわち、中京圏ならびに北関東といった国内の製造業拠点となっている地域への偏在が著しい。なかでも、一次移動者・二次移動者ともに、男女の 20%以上が愛知県に集中しているのが目立つ。ただし、一次移動者の地域別分布状況と比較した場合に、北関東では二次移動者のシェアが拡大しているのに対し、中京圏ではそのシェアが低下しているのは興味深い。また、首都圏ならびに京阪神といった大都市圏において、若干ではあるが、男女ともに二次移動者のシェアが拡大しており、ブラジル国籍人口における国内移動者の大都市圏志向が示唆される。

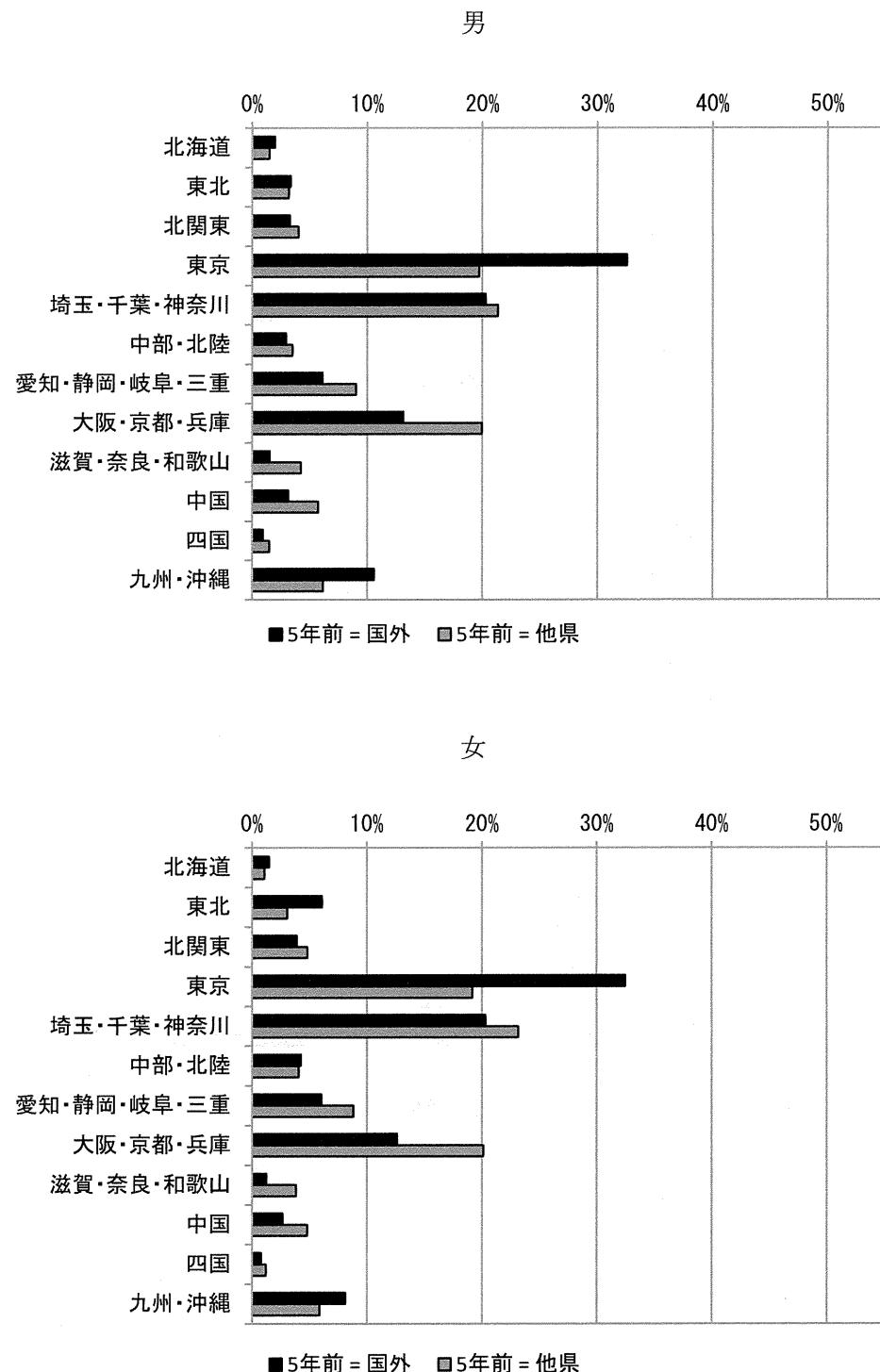
フィリピン人移動者（図 5e）については、一次移動者の都道府県別分布が比較的分散するのにたいし、二次移動者は首都圏と愛知周辺の東海に集中するという特徴がみられる。

図 5a. 外国人移動者の地理的分布：すべての外国籍



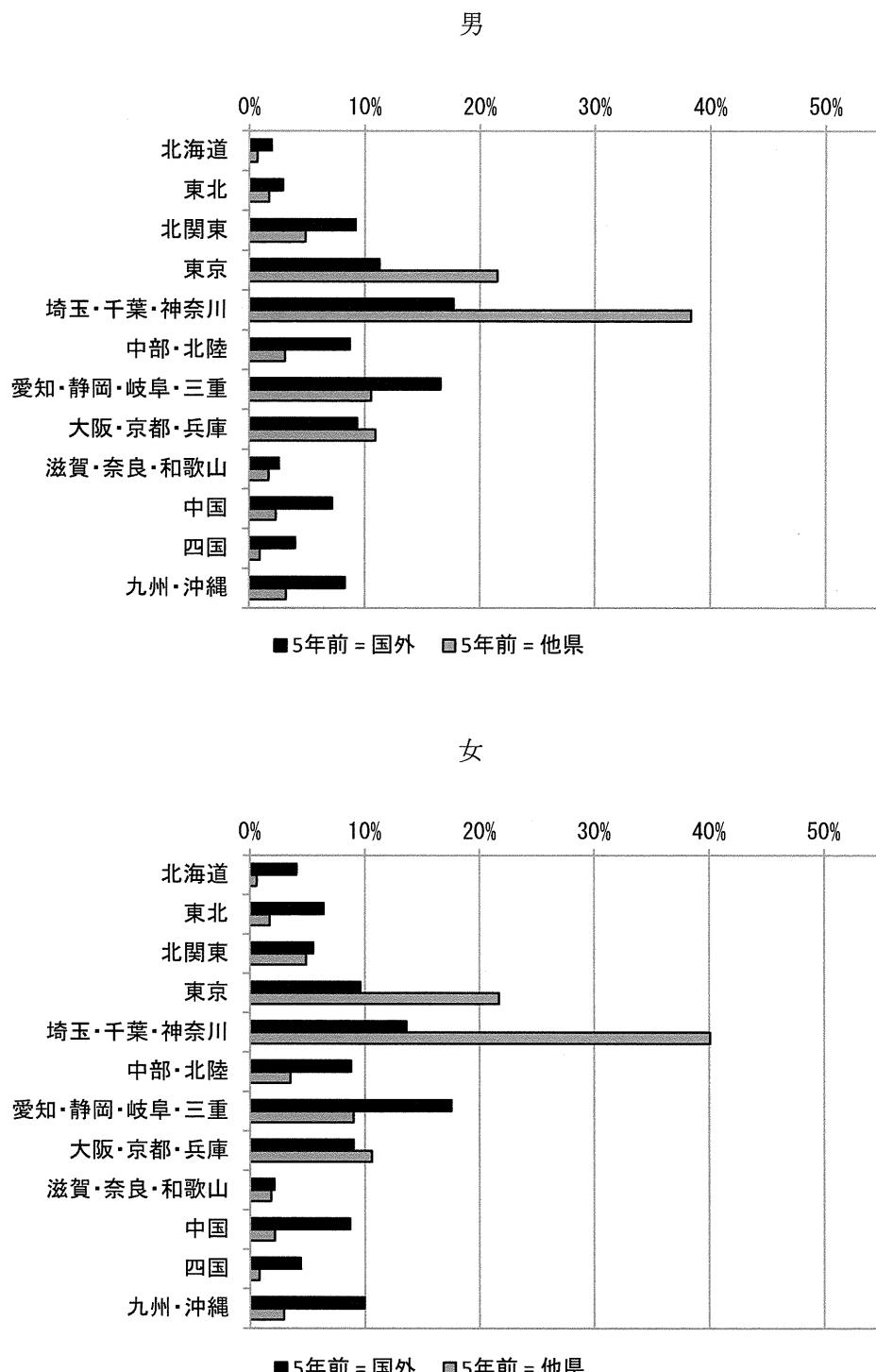
出所：平成 22 年国勢調査.

図 5b. 外国人移動者の地理的分布：韓国・朝鮮



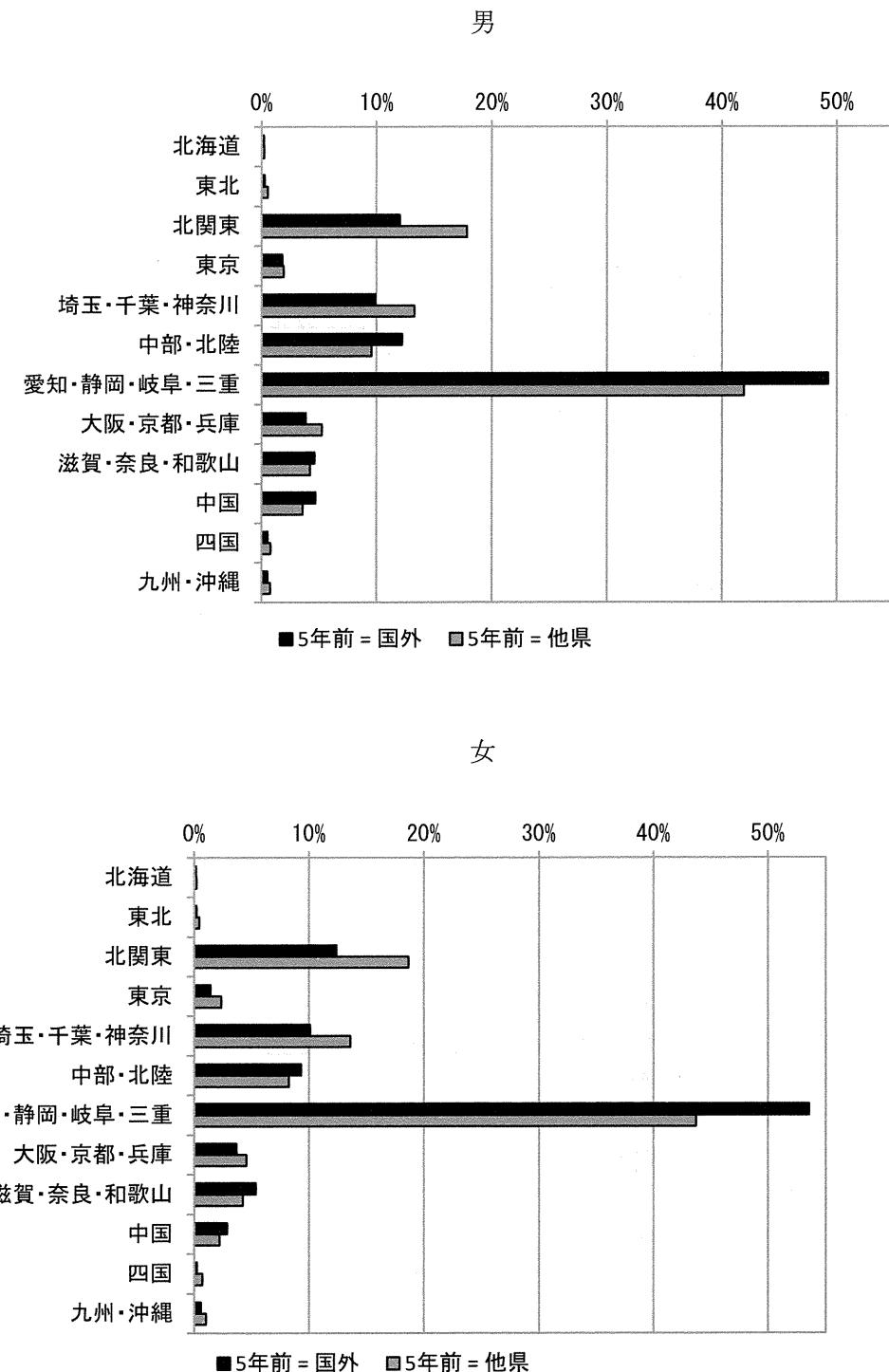
出所：平成 22 年国勢調査。

図 5c. 外国人移動者の地理的分布：中国



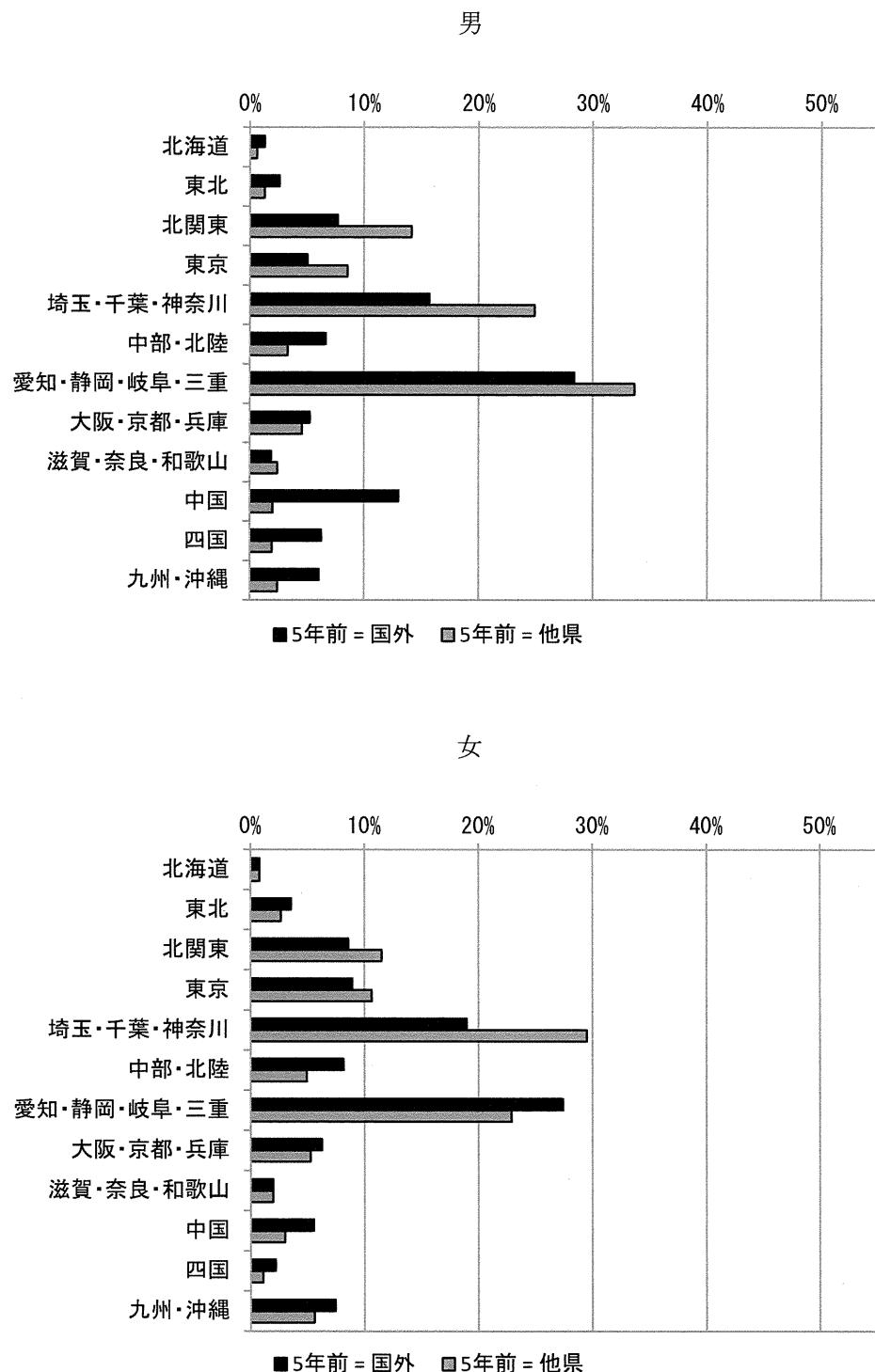
出所：平成 22 年国勢調査。

図 5d. 外国人移動者の地理的分布：ブラジル



出所：平成 22 年国勢調査。

図 5e. 外国人移動者の地理的分布：フィリピン



出所：平成 22 年国勢調査。

5. おわりに

本稿では、外国人人口の地理的分布ならびに国内移動に関する分析の準備作業・予備的分析として、新たな在留管理制度の導入による外国人人口の集計対象変更の影響を検証するとともに、既存の統計を用いて外国人の国内移動のパターンを概観した。2012年以降の「在留外国人統計」では、短期滞在者（滞在期間3ヶ月未満の外国人）が集計の対象外とされていることから、国勢調査の定義による「常住人口」との整合性は増したと言える。しかしながら、この在留管理制度に依拠した外国籍人口の集計対象の変更は、外国人人口の統計についての従来の主たる関心の対象であった「国勢調査」と「在留外国人統計」による乖離に加えて、時系列データの連続性に関する新たな問題を生じさせている。さらに、「短期滞在者」が集計対象から除外された影響は、特定の地域・都道府県に関する外国人人口の集計値に反映されていることが本稿における検証から確認された。外国人人口の動向については、こうした統計の諸問題を十分に考慮し、適切な対応を検討したうえで分析することが必要となる。

「住民基本台帳人口移動報告」では、2014年以降の集計結果について、外国人の都道府県別・年齢（5歳階級）別移動数を算出することが可能となった。これにより、外国人の国内移動ならびに移動者の地域的分布については、今後、「国勢調査」と「住民基本台帳人口移動報告」の二統計が利用できることになる。このうち、「国勢調査」については、国籍別の移動者数の集計値が得られること、また個票データの二次利用により、他の人口学的・社会学的属性との関連を考慮した分析が行えるという利点がある。本稿における予備的分析結果により示されたとおり、外国人の移動については、国籍に加えて、一次移動と二次移動でパターンが顕著に異なり、とくに二次移動については、進学・就職・結婚といったライフコース事象の生起と移動との関連について、集団間で異なるパターンが存在する可能性が示唆された。今後、国勢調査の個票データを積極的に活用しながら、国籍に加えて、居住地の地域特性、さらには個人の社会経済的属性の違いを考慮した移動パターンを詳細に検証することが期待される。

一方で、「国勢調査」の人口移動集計については、不詳の割合が比較的高いこと、また、不詳の出現が地域別・年齢階級別に不均一に分布していることから、とくに地域別純移動率の算出に際しては、「住民基本台帳人口移動報告」による移動数の集計値が有力なソースとなることに変わりはない。外国人の国内移動および移動者の地理的分布については、このような複数のデータによる分析結果を併用することによって、地域人口に与える影響の検証も含めた分析を進展させることができると考えられる。

(引用文献)

- 石川義孝 (2005) 「外国人関係の 2 統計の比較」『人口学研究』第 37 号, Pp. 83-94.
- 石川義孝 編 (2011) 『地図でみる日本の外国人』ナカニシヤ出版.
- 石川義孝・カオ リー リヤウ (2007) 「わが国在住外国人による都道府県間移動からみた目的地選択」, 石川義孝 (編著)『人口減少と地域 地理学的アプローチ』, 京都大学出版会, Pp.227-259.
- 是川夕 (2008) 「外国人の居住地選択におけるエスニック・ネットワークの役割 : 国勢調査データを用いた人口移動理論からの分析 一」,『社会学評論』第 59 卷 3 号, Pp.495-513.
- 是川夕 (2011) 「外国人の定住化が死亡動向に与える影響について : 在留資格別人口の変動からの分析」『人口学研究』第 47 号, Pp. 1-23.
- 清水昌人 (2005) 「外国人統計の利用とその限界」『統計』第 51 卷第 5 号, Pp. 7-12.
- 山内昌和 (2010) 「近年の日本における外国人女性の出生数と出生率」『人口問題研究』第 66 卷第 4 号, Pp. 41-59.

外国人女性の経済的達成の特徴、及びその決定要因 - ジェンダー関係からの影響に注目した分析 -

是川 夕

要 約

国際移民に占める女性の割合が上昇する「移民の女性化」は、現代における国際移民が持つきわめて重要な特徴である。日本においても1990年代に外国人人口の急増過程で、同現象を経験しており、外国人流入の日本の階層構造への影響について分析する際、女性の存在を無視することが難しい状況となっている。しかし、これまで、日本において外国人女性の経済的達成に注目した研究は少ない。

以上の問題意識に基づき、本研究では外国人女性の職業達成について、経済的同化理論を基礎としつつ、ジェンダー関係からの影響も加味した分析を行う。それにより、「移民の女性化」を経験しつつある日本において、外国人女性の流入が、日本の階層構造に与える影響を明らかにすることができる。

本研究で用いるデータは、平成22年国勢調査の外国人の全数、及び抽出詳細集計用の総人口の10%サンプルである。この内、留学生を除く生産年齢人口のニューカマー外国人女性から人口規模の大きな順に、中国、フィリピン、ブラジル、タイ人女性、及びレファレンスケースとしての日本人女性を対象とした。

記述統計によると、外国人女性の間で上層ホワイトカラーの占める割合は、日本人女性と比較して非常に低いことが示された。また、多変量解析によると、この背景には、日本人女性と外国人女性の間で学歴を始めとする人的資本の効果が異なること、有配偶者の多い外国人女性の間で、配偶関係の経済的達成に与える影響が日本人女性と異なることが明らかにされた。その一方で、外国人女性全体としては、日本人女性よりも平均的に高い職業達成の傾向を有することが示された。

更に、これらの複合的結果として実現する外国人女性の職業達成状況を見ると、特に、中国人、フィリピン人女性の場合、配偶関係により経済的達成の状況が大きく異なることが示された。また、外国人女性が移民であることと、女性であることの「二重の障害」にさらされることで、分節化された同化を経験していることが示された。

最後に、以上の結果から得られる政策的示唆として、今後、移民の社会統合政策を実施する際には、ジェンダー平等化の視点が欠かせないことが示された。つまり、今後、外国人女性の増加による日本の階層構造への影響は、人的資本の面だけではなく、ジェンダー関係に大きく左右される。